

# 鳥取県立中央病院タオル等洗濯業務委託仕様書

## 1 洗濯加工業務

### (1) 洗濯品の種類・規格

別紙1（予定数量）のとおり

### (2) 洗濯品の管理（洗濯及び補修等）

#### ① 洗濯方法

水溶性ランドリーバッグに入った洗濯品は院内に設置の熱水洗濯機で洗濯すること。

洗濯は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14の規定及び洗濯基準（別紙2）・病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準（別紙3）により行うこと。

#### ② 洗濯品の納品

洗濯品は、以下の物品については回収後1週間以内に、それ以外については回収後翌々日以内に納品し、常に清潔に取り扱うこと。

なお、納品日が日・祝日にあたる場合には、該当日の翌日までに納品を行うこと。

【回収後1週間以内に納品するもの】

厚手ガウン	厚手ガウン用ひも	毛布
ニーブレイス	小物類（手袋<1組→2枚>）	まくら

#### ③ 洗濯品の補修

洗濯品の小補修は、無料で行うこと。

### (3) 洗濯品の集計

洗濯品月報（別紙4）を毎月作成し、病院へ報告すること。

## 2 運搬整理業務

### (1) 作業内容

院内で発生する洗濯品の回収・配達・整理・仕分け作業

### (2) 洗濯品の運搬整理

#### ① 洗濯品の運搬整理に必要な職員を常駐させ、別紙5（院内洗濯品回収・配達場所）の各所属への搬入及び使用済みの洗濯品の回収を行うこと。

洗濯品は、平日は毎日回収・配達を行い、それぞれ午前・午後の2回行うこと。土曜日は午前中に1回、回収を行うこと。

#### ② 緊急の場合は、随時回収及び配達を行うこと。

#### ③ 洗濯品の院内への搬入及び回収は、平日及び土曜日に毎日行うこと。

#### ④ 院内への洗濯品の搬入及び回収は、3階リネン室から行うこと。

#### ⑤ 各所属へは、荷物用エレベーター4基を使用できる。ただし荷物用エレベーターは、給食・清掃・患者の移動等に使用しており、特に給食は優先的に使用していることを考慮すること。

## 3 業務の代行

受託者は、労働争議、天災地変、その他の事情によって業務を遂行できなくなった場合のために代行保証を得ること。

## 4 その他

### (1) 下記の消耗品は病院が整備する。

水溶性ランドリーバッグ（660×840mm 厚み25 $\mu$ m 65 $^{\circ}$ C溶解）

### (2) (1) 以外の当該業務に必要な物品（日用品、台車等）は受託業者が整備すること。ただし、院内で使用する伝票については病院で整備する。

## 予定数量

## 1 洗濯加工業務

番号	種類及び規格	令和8年度 処理予定数量	単位
1	洗面タオル(桃色)	4,763	枚
2	清拭タオル(白色)	85,901	枚
3	職員用タオル(緑色)	12,439	枚
4	バスタオル	53,594	枚
5	診察衣	14,313	枚
6	診察ズボン	6,170	枚
7	作業衣	13,389	枚
8	作業ズボン	8,858	枚
9	マニティ用つなぎ	562	枚
10	シューズ	672	足
11	スリッパ	17,098	足
12	BOXシーツ・ベッドカバー	23,081	枚
13	枕カバー・砂のうカバー他	3,347	枚
14	回診車カバー	3,305	枚
15	敷布(中放)	1,428	枚
16	椅子カバー(大)	71	枚
17	椅子カバー(中)	20	枚
18	手術室下着(上)	14,448	枚
19	手術室下着(下)	12,417	枚
20	手術用シーツ中(60cm以下)	8,432	枚
21	中材シーツ小(90cm以下)	7,381	枚
22	中材シーツ大(120cm以上)	2,365	枚
23	手拭き	1,477	枚
24	カーテン	4	m <sup>2</sup>
25	カーテン(厚手)	33	m <sup>2</sup>
26	厚手ガウン	65	枚
27	厚手ガウン用ひも・ひも類	43	本
28	患者用つなぎ服	562	枚
29	ガウン・検査着	6,854	枚
30	術衣(1組→2枚)	2	枚
31	上着(ドック・中放・チャック)	6,758	枚
32	ズボン(ドック・中放・チャック)	6,153	枚
33	靴下(1組→2枚)	32,551	枚
34	バスマット	6,879	枚
35	床敷マット(パネルマット)	1,118	枚
36	毛布・膝掛け	401	枚
37	電気毛布	431	枚
38	電気毛布カバー・包布	255	枚
39	タオルケット	601	枚
40	まくら	62	個

番号	種類及び規格	令和8年度 処理予定数量	単位
41	ニーブレイス	443	枚
42	弾力包帯	11,956	本
43	抑制帯	10,994	本
44	腹帯・バストバンド・リブバンド	434	枚
45	キャップ	1,612	枚
46	小物類(手袋<1組→2枚>)	2,372	枚
47	ミトン(1組→2枚)	1,512	枚
48	タオル(黄色)・(沐浴)	6,082	枚
49	バスタオル(大判)	1,975	枚
50	コットン・湯タンポカバー	5,321	枚
51	ベビー上着	6,259	枚
52	ベビー下着	1,828	枚
53	ベビー用シーツ	1,224	枚
54	ベビー用バスタオル	6,170	枚
55	ベビー用ガーゼ	3,553	枚
56	ベビー用毛布	1,264	枚
57	マット・毛布乾燥	491	枚
58	オネショパッド	1,118	枚
59	ボランティア用エプロン	4	枚
60	クッション(小)	532	個
61	クッション(中)	2,087	個
62	クッション(大)	3,359	個
63	クッションカバー(小・中・大)	6,240	枚
64	マンモケープ・洗髪用ケープ	4,258	枚
65	シャワー用エプロン	780	枚
66	ホットパックカバー	3,744	枚
67	クーリングカバー	4,576	枚
68	マンシエットカバー	1,248	枚
69	消毒用ボシエット	520	個
70	高圧酸素用術衣( )	300	枚
71	高圧酸素用毛布	30	枚
72	高圧酸素用タオルケット	30	枚

## 洗濯基準

### 1 洗濯品の滅菌

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項又は第7項に掲げる患者等に使用した汚染洗濯品は、滅菌してから持ち出すこと。

### 2 自然乾燥の必要なもの

- ニーブレイス
- ビーズクッション
- 抑制帯
- その他熱により変形等のおそれがあるもの

### 3 洗濯品の整理方法

- タオルは、二つ折りにしたものをさらに三つ折りにする。
- 包帯は丸める。

### 4 その他

- 状況により適宜、漂白剤等を使用し、洗濯を行うこと。
- 糊付け・アイロンがけの必要なものは、適宜指示する。

## 病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

### 第1 目的

この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることとする。

### 第2 管理

#### 1 クリーニング師の役割

- (1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。

#### 2 施設、設備及び器具の管理

- (1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。
- (2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。
- (3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。
- (4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年2回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されるようにすること。）。
- (5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。
- (6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。
- (7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。
- (8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも1週間に1回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。
- (9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。
- (10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。

- (11) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。
- (12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行うまでの間、病毒伝染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。
- (14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。

### 3 寝具類の管理及び処理

- (1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び病毒伝染の危険度に応じ適正に選別すること。
- (2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。
  - ① 病毒伝染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。
  - ② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。
    - ア 本通知別添2に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によって行われる場合は、消毒しなくてもよい。）
    - イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法
      - (ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃～70℃の適量の温湯中で10分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約250ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。
      - (イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約60℃の温湯中で約5分間行い、2回目以降常温水中で約3分間4回以上繰返して行うこと。この場合各回ごとに換水すること。
    - ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化（パークロール）エチレンを使用する方法
      - 四塩化（パークロール）エチレンに5分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ10分間以上乾燥させるか、又は、四塩化（パークロール）エチレンで12分間以上洗濯すること。
- (3) 寝具類の洗濯にあたっては、①病毒伝染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤（漂白剤、酸素剤、助剤等）を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。
- (4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入れ替えは、完全排水を行った後に行うこと。
- (5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。
- (6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。
- (7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- (8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に

行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

#### 4 消毒剤及び洗剤等の管理

- (1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。
- (2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。
- (3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。

- (4) 業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。

#### 5 従事者の管理

- (1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者がウイルス感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。
- (2) 受託者は、従事者又はその同居者が法定伝染病患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 従事者は、ウイルス感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。
- (4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。
- (5) 従事者は、移動によるウイルス感染を予防するため、第2の2(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実にし、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。

### 第3 自主管理体制

- 1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
- 2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。
- 3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。

[別添 2]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを洗濯して用いること。

1 理学的的方法

(1) 蒸気による消毒蒸気滅菌器等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）については、120℃以上の湿熱に20分間以上作用させること。

(注)

- 1 温度計により器内の温度を確認すること。
- 2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

(注)

- 1 温度計により温度を確認すること。
- 2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。

2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に、30℃で5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒

クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

#### (4) ガスによる消毒

##### ① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃ 以上で 7 時間以上触れさせること。

##### ② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で 50℃ 以上で 4 時間以上作用させるか、又は 1 kg / c m<sup>2</sup> まで加圧し 50℃ 以上で 1 時間 30 分以上作用させること。

##### ③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、C T 値 6000 ppm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成 19 年 3 月 30 日付医政経発第 0330002 号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。

#### (注)

- 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。
- 2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。

#### (5) 過酢酸による消毒

過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃ 以上で 10 分間以上、又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃ 以上で 10 分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるので留意すること。

## 洗濯品月報( 月分)

番号	品名	処理数量	単位
1	洗面タオル(桃色)		枚
2	清拭タオル(白色)		枚
3	職員用タオル(緑色)		枚
4	バスタオル		枚
5	診察衣		枚
6	診察ズボン		枚
7	作業衣		枚
8	作業ズボン		枚
9	マタニティ用つなぎ		枚
10	シューズ		足
11	スリッパ		足
12	BOXシーツ・ベッドカバー		枚
13	枕カバー・砂のうカバー他		枚
14	回診車カバー		枚
15	敷布(中放)		枚
16	椅子カバー(大)		枚
17	椅子カバー(中)		枚
18	手術室下着(上)		枚
19	手術室下着(下)		枚
20	手術用シーツ中(60cm以下)		枚
21	中材シーツ小(90cm以下)		枚
22	中材シーツ大(120cm以上)		枚
23	手拭き		枚
24	カーテン		m <sup>2</sup>
25	カーテン(厚手)		m <sup>2</sup>
26	厚手ガウン		枚
27	厚手ガウン用ひも・ひも類		本
28	患者用つなぎ服		枚
29	ガウン・検査着		枚
30	術衣(1組→2枚)		枚
31	上着(ドック・中放・チャック)		枚
32	ズボン(ドック・中放・チャック)		枚
33	靴下(1組→2枚)		枚
34	バスマット		枚
35	床敷マット(パネルマット)		枚
36	毛布・膝掛け		枚
37	電気毛布		枚
38	電気毛布カバー・包布		枚
39	タオルケット		枚
40	まくら		個

番号	品名	処理数量	単位
41	ニーブレイス		枚
42	弾力包帯		本
43	抑制帯		本
44	腹帯・バスタバンド・リブバンド		枚
45	キャップ		枚
46	小物類(手袋<1組→2枚>)		枚
47	ミトン(1組→2枚)		枚
48	タオル(黄色)・(沐浴)		枚
49	バスタオル(大判)		枚
50	コットン・湯タンポカバー		枚
51	ベビー上着		枚
52	ベビー下着		枚
53	ベビー用シーツ		枚
54	ベビー用バスタオル		枚
55	ベビー用ガーゼ		枚
56	ベビー用毛布		枚
57	マット・毛布乾燥		枚
58	オネショパッド		枚
59	ボランティア用エプロン		枚
60	クッション(小)		個
61	クッション(中)		個
62	クッション(大)		個
63	クッションカバー(小・中・大)		枚
64	マンモケープ・洗髪用ケープ		枚
65	シャワー用エプロン		枚
66	ホットバックカバー		枚
67	クーリングカバー		枚
68	マンシエットカバー		枚
69	消毒用ポシエット		個
70	高圧酸素用術衣( )		枚
71	高圧酸素用毛布		枚
72	高圧酸素用タオルケット		枚
	合計		

## 院内洗濯品回収・配達場所

区分	病棟	外来、別館、その他
11階	11南病棟	
10階	10北病棟	
	10南病棟	
9階	9北病棟	
	9南病棟	
8階	8北病棟	
	8南病棟	
7階		医局、研修医室
6階	6北病棟	リハビリテーション室
	6南病棟	
5階	5北病棟	
	NICU、GCU	
	5南病棟	分娩室
4階	ICU、HCU	手術センター
		透析室
		臨床工学室
3階		外来各診療科
		中央処置室・外来治療室
		中央検査室
		栄養管理室
2階	救命救急病棟	救急外来
		救命救急医局
		中央放射線室
		内視鏡センター
		検診センター
		医療福祉相談センター
		別館更衣室